

第95回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成21年7月13日(月) 午前10時～午後0時10分

【場 所】 京都市 市民総合相談課(市民生活センター) 研修室

【出席者】 消費生活審議会委員15名(五十音順)

市川篤子委員, 伊藤義浩委員, 糸瀬美保委員, 今嵐正三委員,
大谷貴美子委員^{*2}, 尾上妙子委員, 狩野佳代子委員, 永井弘二委員,
中川誠二委員, 星野光恵委員, 松岡久和委員^{*1}, 山本克己委員^{*3},
結城公生委員, 和久井郁子委員, 渡辺明子委員

*1 消費生活審議会会長 *2 表示・包装適正化部会長 *3 消費者苦情処理部会長

京都市

京都市長 門川大作, 文化市民局長 山岸吉和,
市民生活部長 鷲頭雅浩, 市民総合相談課長 山本滋生 ほか

【概 要】

1 開会

諮問「次期京都市消費生活基本計画の策定について」

○京都市長挨拶

お忙しい中, お集まりいただき, ありがとうございます。

消費者行政, 消費生活というのは, 非常に大事な分野であります。

この審議会は, 昭和51年に設置されて以降, 様々な取組を進めていただきました。そして, 特に, “京都ならではの” の取組をしてきていただいたと感じております。

先日, 京都市の副市長をされていた内田さんにお会いして来ました。今, 国の消費者行政のトップ, 消費者庁準備のトップになっておられます。

お話の中で, 「京都の取組はどうか」と, 京都の消費者行政について尋ねられましたので, 今日までの取組を説明させていただき, 次のようなお話をしました。

京都は京都議定書誕生の地であり, 「DO YOU KYOTO?」「京都してますか?」ということが, 「環境にいいことしてますか?」という意味で, 欧米で使われている。単に京都議定書が京都で誕生したというだけでなく, そもそも日本人の生き方は, 消費生活を含めて, 環境と, 自然と, 共生するものではないか。「環境という視点からの消費生活」ということを, もう一度, 京都で議論し, 考えていきたいと思っている。

更には「文化としての消費生活」。京都には“ほんまもの”がある。また, 長年に渡っての日本人の暮らしの哲学, 生き方の哲学のようなものがある。そ

ういうことを深めるような消費者行政を京都ならできるのではないか。

或いは、「健康」、或いは、「観光」。

観光客をおもてなす、観光客の方々に“ほんまもの”の日本の文化、暮らしを分かっていたかく。

様々なキーワードが、大切なキーワードが京都には在りますので、そうしたことも含めて取り組んでいきたい。

常々、行政というのは、ややもすると縦割りになります。或いは、行政主導になります。そうではなく、融合していく、あらゆる政策を融合していく。同時に、市民の皆様と行政が共に汗をかく、「共汗」で進めていきたい。

そのようなことを申し上げました。

消費者庁が9月にできるのか、もう少し遅くなるのか、まだ先は分かりませんが、消費者庁ができるときに、ずいぶんマスコミの関心が高まる、国民的な関心も高まるのではないかなと思います。

啓発の効果も上がりますので、そのような非常に関心が高まったときに、審議会として、また、京都市政として、そうしたことも含めて、アピールしていただければ、ありがたいと思っています。

祇園祭が、いよいよクライマックスを迎えようとしています。

教育委員会に在職中に、子どもが、調べ学習をしていて、こんなことを言ってくれました。

京都に伝わる日本の文化というのは、大きく使って、小さく仕舞う。

どういふことかといいますと、「扇子はね、大きく使って、小さくしまふ。」子どもたちが、調べ学習で、ずうっと調べていくと、「掛け軸もそうだ。」「お布団もそうだ。」「ちゃぶ台もそうだ。」と。「着物もそうだ。着るときは大きく、畳むときは、箆笥にきちっと、折り目に合わせて仕舞う。」と。

着たときは折り目が付いているので、折り目正しいという言葉もあります。

大きく使って、小さく仕舞う究極が、祇園祭です。

大きく、大きく、飾る。しかし、お祭りが終われば、畳む。

たくさんの人が狭い国土に住んでいる。だから、使うときは大きく使うけど、常に仕舞うときは、大事に、大事に、小さく仕舞う。——そして、文化の質も、生活の質も高いんだという——子どもはそこまで言いませんでしたけれども、そういうことを調べ学習で感じてくるんですね。

掛け軸では、友達が近くで表具屋さんをやっていますけど、「紙や布、糊、これは何回、伸ばしたり縮めたりしても、品質は変わらない。50年、100年経ったら、私の仕事の良さは分かるんだ。」と言います。

大量消費時代に、物を大切にしない風潮がありますけれど、食文化でもそうではないかなと思いますが、これだけの文化、匠の技が京都には伝わっている

んだということを，子どもが教えてくれ，また，匠の技の方が教えてくれる。

本当に京都には素晴らしい暮らしの哲学があり，文化があり，こういうことを通じて賢い消費者に成れます。

着物は，最盛期と比べ，京友禅が3.4%，西陣織が12%になっている。このままでは匠の技が続かない，千年を超えて伝わってきたものが伝わらない。

こういうときに京都が果たすべき役割は大きいのではないかなと感じます。

消費者行政だけでできるものではございませんが，消費者行政，生活，市民生活という視点から，「文化」とか，「環境」とか，「健康」とか，「おもてなしの心」とか，そういう京都の“ほんまもの”を掘り下げていく。

今までもやってきていただいていますけれど，そういうことも是非合わせてお願いできたら，ありがたいなと思っています。

（諮問書を門川市長から松岡会長へ）

諮問書。

京都市消費生活審議会会長 松岡久和様。

次期京都市消費生活基本計画の策定に当たり，貴審議会の御意見をいただきたく，ここに諮問致します。

平成21年7月13日。京都市長 門川大作。

○京都市消費生活審議会会長挨拶

今回の消費生活審議会は，今，市長から諮問いただきました，次期の京都市消費生活基本計画の策定が大きな課題です。

諮問の時に市長がお出でになることは少なくありませんが，今日は1時間くらいお付き合いいただくということでもあります。忙しい市長としては非常に珍しいことだと思います。

先程の御挨拶にもありましたとおり，消費者行政に市長として非常に力を入れたい，こういう強い思いを抱いていらっしゃるものがヒシヒシと伝わってまいります。

京都市は，この消費生活審議会，昔は消費者保護審議会でしたが，それが発足して既に33年経ち，その間，全国的には，神戸や，東京と合わせる形で，政令指定都市の中でも，こういう消費生活問題についてリードしてきたわけがあります。ただ，近年，やはり予算が乏しく，苦しくなってきたり，課題はたくさんあるけれども，どうしても，こういう消費者行政も“One of Them”になってしまっている部分が，「無きにしも非ず」という感じが致します。

しかし，先ほど，市長から「生活者の視点から，消費者問題をもう一度考えていく」という問題提起がされまして，それは非常に重要なことであると思います。

情勢を見てみましても，先ほどの御挨拶でもありましたように，消費者庁が

できる。これは象徴的な意味で、大きいわけです。

これまで、やや軽視されてきた消費者問題について、国も、力を入れてやりましょうという方針が打ち出され、予算的にも多少の裏付けがされるわけであります。

ある意味で大きな方向の転換になる可能性はあります。

他方、先回の審議会で、現在の消費者被害の状況を説明いただいたと思いますが、やはり若年者、高齢者についての被害が、なお非常に多く出ています。

昨今、実は、消費者問題とは別の関連の国民投票法の制定をきっかけに、成人年齢を18歳にすべきかどうか、かなり具体的な話として出てまいっています。それを受けて、民法改正の中で、ひょっとすると、現在、20歳である成人年齢が18歳になるかもしれません。

そのこと自体には、それなりの一定の大きな意味はありますが、消費者問題の観点から言いますと、まさにターゲットにされやすい若年者の保護が影響を受けます。例えば、今までですと、「大学1年生で20歳未満であれば、親の同意を得ずに結んだ契約は取り消せる。」となっていたのですが、「もう、あなたたちは一人前だから、取り消せません。」となってしまうわけです。

そうすると、ただでさえターゲットにされやすい若年者が、どうなるのだろうと非常に不安があり、我々民法学者の中でもいろいろと意見が分かれているところです。

いずれにしても、そういう問題、状況の中で、今後、もう少し実効的な消費者被害の救済ということを考えるうえで、法律だけではなくて、もう少しきめの細かい、条例であるとか、具体的には政策的な対応によって、被害をできるだけ起こさないようにする必要があります。

被害に遭わないのが何よりですから、まさに市長の仰ったことに関連して、消費者被害から身を守る基本的な知識を、若い人たちにうまく伝えていくにはどうしたらいいのかという教育の問題が重要です。

さらに、万一被害に遭った場合には、速やかに被害を救済するにはどうしたらいいのかは、従前も課題でしたが、今後ますます、大きな課題として出てくるだろうと思います。

第1期の消費生活基本計画の現在の進行状況をチェックし、今年度実施していただく計画を見直すのを超えて、さらにもう少し長い目で、次期の京都市消費生活基本計画を皆さんのいろんなお知恵をいただいて検討してまいりたいと思います。

どうぞ、皆様方、御協力よろしくお願い致します。

2 新委員紹介

(事務局から、京都生活協同組合の渡辺委員を紹介。)

3 議事

(1) 次期京都市消費生活基本計画の策定について

松岡会長 「次期京都市消費生活基本計画の策定について」と、今まさに諮問を頂戴したことにに関して、基本的なところをどう考えていったらいいのかという話をさせていただく。

一言だけ、お断りしておく、当初の予定では、最初に、現行計画の進行状況について、細かく事務局から説明いただき、それを踏まえたうえで、次期の計画をどう作るかを検討しようと考えた。

しかし、むしろ、あまり細かいことではなく、来期に向けて、大きな枠組、方向性の話を先にしていただき、先ほどの市長挨拶にもあったように、京都市として、どんなアイデアや方向性を持って取り組むことが考えられるのか、市長が在席される前で、そういう話をさせていただきたい。現在の計画の細かいチェックや確認は、後にさせていただくこととした。

先ほど申し上げたように、何も材料無しで議論するのは無理な話で、今回の審議で、初めてこういうことを聴いてすぐにアイデアが出るものではない。まず、思いつくところを発言いただき、それを段々に整理していきたい。

それでは、まず、次期計画の策定と国の動き等について、事務局から説明をしていただきたい。

(注) 以下、「ページ」は、資料の通し番号によるページを示す。

〔事務局から説明〕

(資料 10 118～122 ページ「次期京都市基本計画の策定について」参照)

○ 119 ページ (2) 国の動向

- ・ 平成 16 年 6 月の消費者基本法では、「保護から自立へ」と消費者行政の転換が図られ、平成 17 年 4 月の消費者基本計画については、現行の京都市消費生活基本計画は、それらを注視しながら策定。

○ 120 ページ 別紙 1

- ・ 図の左下あたりの「消費生活センター(地方公共団体)」は、本市では、市民生活センターの通称を用いて、市民総合相談課が行っている様々な相談のうち、「消費生活相談」が、これに当たる。

○ 121 ページ 別紙 2

- ・ 消費者行政活性化基金は、本市のように、既に消費生活センター機能を有する自治体向けというよりも、未整備の自治体向けの支援が主となる枠組でメニューが提示されていたが、本市においても、基金を少しでも多く活用しようと検討してきた。
- ・ 今回、基金の上積み、メニューの枠組変更が行われたが、もっと使いやすい仕組みとすることについて、また、3 年の期限は変わらないのでその後の措置について、国に働きかけたい。

○ 122 ページ 別紙 3

- ・ 所定の様式に取りまとめて、京都府に提出した資料の写しである。

松岡会長 もう一度、中心的な部分だけ確認させていただく。

先ほど諮問をいただいたのは、平成 23 年度以降のいわば第 2 次 5 か年計画に当たることを、これからこの審議会で 1 年間くらいの間で審議してほしいということである。

今、説明いただいたとおり、次期京都市消費生活計画の策定に向けたその前提の話として、今回、消費者庁が設置され、地方の消費者行政を活性化するために、当初基金が 150 億円、さらに今回 110 億円の追加があった。京都市では、前回の審議会の各部会で御議論いただき意見も頂戴したうえで、121 ページに挙げたような項目を既に掲げている。

ただ、これは 3 年間の時限計画であるから、それが終わった後どうするか。23 年度からの 5 か年は、それから先の話だから、それに向けてどういう方向で考えていったらいいのかを今日は御議論いただきたい。

まずは、今日の説明に対する質問があればお出しいただき、無ければ、しばらくの間、フリートークという形で、今の消費者行政や将来あるべき消費者行政について、お考えのところを何でも御発言いただきたい。

中川委員 基本方針は 1 から 5 までである、話はどれでもよい。

松岡会長 結構である。むしろ、あまり細かい話ではなく、全体としての方向、枠組をどう考えるかという話をしていただくと、非常にありがたい。

中川委員 基本方針 4「消費者の自立支援」の「出前講座」に関連して言うと、京都市では、出前講座の事業を行い、もう何年か続いている。カラーで刷った 10 ページくらいのリストのパンフレットもある。

私は西京区の老人クラブの会長もやっていて、私どもの老人クラブでも、研修会とか福利厚生とか、いろいろな活動をそれぞれの委員会とかを立ち上げて開催している。年 2、3 回開催し、1 回に 100 人から 150 人、多い時に 200 人くらい集まる。

これは話題によって集まり方が違う。旬の話題というのを取り上げてやらないと集まらない。中身も、新聞にも載っているようなものではなく、絶対これは聞き逃したらいけないと思う中身に絞ってやる。

食についての話になると、高齢者の食の安全とかの話。また、地産地消という言葉では、地元ではタケノコや柿だが、そういった時は、大原野の農協の課長に講師に来てもらう。

そういった講師に来てもらう時は良いのだが、京都市の出前講座を何回か利用させてもらって、これをお願いした時は、当たりの良い時、悪い時、随分、格差がある。市長のおられる時に是非言わせてもらいたい。

リストには、講座名があるだけで、講師を選ぶのは役所が選び、こちらは講師を選べない。中には優れた大学の先生がやる場合もあるのかも知れないが、期待に反して、洛西支所の課長が出てきたりする。

お願いして出てくるのは、デスクワークは上手かもしれないが、さっきまで役

所に居ただけの人が出てくる。皆さんの前に出てお話するのに、じっと下を見て、書面ばかり見ていたり、事前の話のときはパンフレットを用意してくると言っていたが、間に合いませんでしたという話で、資料なしで話をしたりする。

包括支援センターの話をしていた時は、ちょうど18年に包括支援センターの始まったタイミングで話をしてもらったが、これが、さっぱり分からない。120から130人の人が1時間辛抱して話を聞かなければいけないというのは非常に申し訳ない。「私がやってくれと頼んだのが悪かったのかも。これはアカン、私のほうがマシだ。」と、途中で私が代わって、何とか場を持たせたこともある。

また、出前講座では、必ず、「アンケートを書いてください」ということになっているが、これでは書きようがない。苦言を書きたい人もいたかもしれないが、書いた人はいなかっただろう。

出前講座という以上は、やっぱり聴いて役に立ったとか、呼んで良かったなどなるよう、もう少し考えていただきたい。

メロンが出てくるのはいいのだが、後で聞いたら、萎びたメロンで食べられませんでしたということでは、出てきても困る。言い方はきついが、中身の選定、講師の選定について御配慮願いたい。

出前講座というのは、どこの局がやっているのか。

山本課長 出前講座は各局の所管事業で、京都市の職員が講師として出向く。

市民総合相談課では、消費生活の専門相談員が、悪質商法について出前講座を年間数十箇所、特に高齢者の方がお集まりいただいているところで悪質商法のいろいろな事例を説明する。説明の手法もいろいろあるが、概ね皆さん聞いて良かったと言っている。

中川委員 あなたのところは、そう聞いているかも知れないが、期待を裏切られて、どうにもならないことが多い。

リストには、講師の名前を書いていない。講座名があるだけで、題材だけ選べる。賞味期限が過ぎたような感じの人が来て、中身のスカスカのスイカのようなものも多い。

実際におやりになる以上は、血と成り、肉と成るような血管を、聴衆に持って帰ってもらえるくらいでなければいけない。

あれは、タダなのがいけない。有料にしたほうがいい。吉本みたいに、出前する以上は、「お金もらって喋る」くらいの迫力や中身とかを持ってもらわないといけない。

お客様の前でやる以前に、師匠の前でいっぺんやってみる。課長職の訓練かも知れないが、それくらいリハーサルしてから来ていただきたい。お願いします。

松岡会長 やや具体的な話だったので、少し一般化すると、現在の京都市消費生活基本計画では、いろいろ手を広げて、多様な活動をやってきた。そういう意味では大変意欲的だけれども、一度、決めたことはきちんとスケジュールどおりに実現しなければならないというところに目が行きがちで、実際の事業がどれだけ目的に合っているかというチェックの部分が、疎かになるおそれがないわけではない。しっかりした効果を上げる仕組みを組み立てるにはどうしたらいいのか。そういう問題提起として中川委員の御発言を受け止めたい。

アンケートは、本来はダメだったらダメだと苦言を書いていただくのが良い。せっかく集まっているのにこの話では面白くないし、何の役にも立たないではないかとか、もっときちんと考えて来てくれと、お書きいただくのが改善に向けて意味があろう。

中川委員 地元の役所の課長というような、普段からよく話をしている人に向かって、「あなたはダメだ」とは書けない。よその区から来た人なら言ってもよいだろうが。

その辺の消費者心理というのも逆に考えてもらわないといけない。

松岡委員 それは御指摘のとおりで、よくわかる。

他に、何でもお気づきのことを御発言いただきたい。

渡辺委員 常々、生協では、組合員学習を「消費者として、しっかりしようね」ということで、たくさん、やっている。意見はあったが、京都市が、出前講座も含めて、研修をしていただくことはありがたいと思う。

でも、残念ながら参加者が少ない。京都だけでなく、いろんな所でそうである。

先ほど、市長が言われた中で本当にそうだと思う時、それを聞く時、そう思う時に、私たちは、市民であったり、府民であったり、私個人であったりする。生協の中では、私たちは組合員と呼ぶが、そもそもそこがちょっと問題なのかなという部分も少しあるけれども、組合員さんという呼び方をする。なかなか、これまでも消費者という呼び方はしない。

今、説明の中で、「保護から自立へ」という言葉があった。これが出されてきたのが 2000 年くらいからだと思うが、では、「保護されていた」ということはどういうことだったのか、「自立する」とは私たちにとってどういうことなのかと、あまり深く考えない中で、いろんなことの施策が進められてきた。その中で、一番大事なところ、消費者としての意識というのが、どれだけあるのかなという問題がある。

生協は、消費者組織であるけれど、事業体でもある。大変申し訳ない食品事故を起こす中で、責任として申し訳ないと申し上げるが、組合員の中から「私たちにも責任がある。暮らしていく上ではリスクがあるという考えを、事件が起こるまではあまり考えなかった。」という声もある。

いろんな所で事が起こると、自立ってこういうことかなというふうに思うのだが、概念的に消費者としての意識とか、自立とかは考えていない。そういうことを分かっている人は分かっているけれど、全体的なものになっているかという、やっぱり少し弱いかなという反省がある。

先程の市長のお話で、私も同じように考えていて、暮らし、暮らして言っているけど、私自身はどう思っているかでいくと、偉そうだけど、これからの若い人たちに「ちゃんと暮らそうね」という言い方になるだろう。「ちゃんと暮らす」という中には、歴史的な、それから、年代、地域、いろんなことで意味合いが違ってくるので、たぶんそこらへんで、もう少し詰めなければいけないことがたくさんあるのかなと思う。

だから、いろんなものをこうやって提示していても、「自分に必要だ」と思って

もらえるところまでは達していない。

被害に遭っても、「3万円くらいだったら、まだ、いいか。自分の勉強料。」みたいな、そういう思い切り方もある意味では大事だけれども、被害に遭った組合員さんと学習するときも、遭って初めて「消費者として、こうだった。」ということには、なかなかならない。

先ほど若年層の話もあったが、これから、どこでどんなことを共有したり学んでいくと、これがみんなのものになるのかなという、大変、入り口論的なところであるが、その辺で去年くらいからずっと悩みながら、取り組んでいる。

松岡会長 非常に重要な御指摘をいただいた。たしかに消費者意識をどうやって喚起するのか、もっとやさしい言い方をすれば、市長の挨拶にもあったが、自分の暮らしがこういうことで本当によいのか、いろんな面からもう一度検討してみないか — そういう個人個人に本当に考えていただくことが重要である。そういう働きかけが必要だと前々から言われ、毎回御指摘のあるところで、学習の取組をし、いろいろな啓発事業をやってきたが、なかなか実際に効果を上げるのが難しい。

前回の審議会のときだったと思うが、今回は残念ながら欠席されている若林委員が、良い提案をされた。正確な内容は議事録を確認しなければならないが、平たく言えば、いわば“つかみ”が大事で、それこそ、吉本の芸人を呼んで、消費生活問題があるという認識をしてもらうテレビスポットを打って話題を集めるくらいのことを考えてはどうか。アピールが届かない人の方が圧倒的に多いという状況からすると、もう少し発想の転換が必要でないか — こういう趣旨の発言だったと記憶している。

この場で「お役所仕事」という言い方をするのは少し気がひけるが、一般的には「お役所のやることや発想は固い。」と言われる。また、時として、先程の中川委員の御指摘にもあったが、「やることはやりました」というだけに終わるおそれもある。

そういうことからすると、本当に必要なことは何か、突拍子もないと思われるようなことでも、一度検討してみることが良いのかも知れない。そのためにも皆さんからいろいろなアイデアをお出しいただきたい。

先程の渡辺委員の生協の活動の中で、具体的にこんなことをやってみたらどうかと議論されことや御経験の紹介をいただけると非常にありがたい。

渡辺委員 まず理事で話し合いが少し始まっており、「ちゃんと暮らすということを提起しようか。」ということでは、「そういうことを言うのは偉そうだ。」「それぞれちゃんと暮らしていると思っているところに、そういうことを言うのは少し失礼ではないか。」という意見とかがあがるが、議論を始めたところだ。

「ちゃんと暮らしているか」というより、ボーナスが出ない、給料下がったという中で、むしろ、「組合員さんの暮らしは大変厳しい。そういう中でも、全然食べないで暮らすか」というとそうではなく、それなりにブランドショップにも行くし・・・。」ということである。

「できていないよ」という否定的なことではなくて、生協でも、京都市でも「たくさん学習メニューがある。何でこんなにたくさんあるのか。」ということが伝

わっていない。

やはり、暮らし方とか、ちゃんと暮らすという中身を少し提起して考えてもらうことは必要な。そういうところに、今、なっている。

大谷部会長　今の議論に通じるところで、私は逆に講師として喋るほうに呼んでもらう立場から言うと、だいたい来られる方は熱心な方ばかりである。要は、被害に遭われるような方は聴きに来られないということになってしまっている。

どうボトムアップしていくかを考えたときに、やっぱり、義務教育の期間はすべての人たちが授業を受けるので、そういう時期に何とか、こういう教育をできたらいいと思う。

先程の生協のお話でもそうだが、今の人たちは、生活力自体が、まず、技術がない。私は、京都市の農林行政の基本方針のほうにも参加させていただいており^(注)、そこでも意見を言ったが、例えば、素材から、何か使ったものを作るといっても、包丁が使えない人たちがいっぱいいる。「お米を洗いなさい」と言ったら、女子の学生でも、ざるの中にお米を入れてザーッと水を流しているだけ、水がそこを通過しているだけで、お米も洗えない。火も、“チャッカマン”が無かったら、マッチを擦ってつけることができない。だから、多分、始末の生活をしようと思ったら、針で、ちょっとくらいのカギ裂き、穴が開いたりすれば、繕うとかするが、そういうふうな昔はやってきたような基本的なことが一切できない。

(注 「京都市農林行政基本方針検討委員会」7月7日に第1回の検討委員会を開催)

以前、教育委員会におられた市長の前では少し言いにくいですが、今、教育は、ものすごくキットが多い。何でもキットで、便利だが、発想がどうか。例えば、本箱でも、曲がってもいい、曲がったときに「どう工夫したら元に戻るのか」とか、切り過ぎたときに、「どうしたら使えるものになるのか」というような発想が、生活力そのものが全部欠落していつている。やっぱり消費者教育とは生活力教育だと思うので、先程も言われたような、「しっかり、ちゃんと生きましょう」という辺り、基本はそういうところにあるではないだろうかと感じる。

京都の食文化を守ろうと思っても味覚がしっかりしていないと駄目だが、包丁で手を切ったらどうしてくれるとか、大阪で実際にあった話では、子どもたちがドッジボールをしていて小学1年生がお互いにぶつかって警察に訴えられ、学校側はそれ以降ドッジボールを転がすようになったとか、昨今のモンスターペアレントではないけれど、おかしいことがいっぱい聞こえてくる。教育の大切さを痛感しているが、やっぱり大人も変わらないといけない。

もう1点。前にも申し上げたが、ここの消費生活センターは4階にある。相談するのに、わざわざここまで上がってくるとするのは、やっぱり非常に敷居が高い。もう少し市民に近いところに、ここがあればいいと思う。

場所を1階に、もう少し皆さんが普通にお通りになるような所にもっていく。そうすれば、「今、こんな問題が起きていますよ」ということが、掲示板で、電光掲示板でもいいが、見れるような形にするとかの工夫もできる。4階まで上がってくるとするのは、少しどうかなという気がする。

松岡会長　今のお話は、基本的には教育の部分で見直すことが必要ではないかということと、前から御指摘いただきずっと懸案である、ここの消費生活相談の場所、

アクセスの仕方・易しさの問題である。今の議論に続けてでも結構だし、全く別のことで構わない。他に何か御意見をいただけないか。

伊藤委員 今日、門川市長がお見えになっており、今まで市長がお見えになるのは初めてのような気がする。それだけ、この審議会に非常に熱をお入れになって、本当に取り組んでおられるのだなということで、改めて感心した。

市長に答弁いただくというより、市長には、ひとつの意見としてお聞きになっていただいたら結構かと思うが、折角、市長がお見えですので、2、3、お尋ねしたい。

例えば、安全・安心な消費生活の中で、従前から、食の安全ということが、特に出てくる。相談の中に入ってくるウェットも大きいですが、この局だけでは対応できない。保健福祉局が立ち会わないといけな。そこで1つ、話が噛み合わないことが出てくる。

もう1つは、過大包装・過剰包装によって、文化市民局と環境政策局に分かれている。

更にもう1つ。太陽光発電については、消防法違反で、法的な整備をしないと、これ以上進めない1つの限界に達する部分が、ある程度、審議会の中で詰めていく中で出てくると思う。そういう法の整備を考えていくと、縦割り行政ではなく、こういったものの一元化、横の連絡をもう少し地に着けてもらう必要がある。

この審議会の中で、どうしても、ここの文化市民局ではまかなえない、他の局とまたがる話が出てくる。

どうすればいいのかというと、できたらオブザーバーとして関係ある局の担当者にこの審議会に出席いただき、十分ここで議論することのほうが、もっともって内容が詰まると思う。

縦割りでスパッといける話ならいいのだけれども、そういう思いを過去審議会に出て感じた。その辺を少し今までの局長にはお願いをしているのだが、どうも是正されていないように思う。

松岡会長 今回は、他部局には来ていただいていないが、伊藤委員をはじめとする御指摘があったので、必要なら、担当部局の方に来ていただいて、現状をお話していただくとか、質問に直接お答えいただくことということにしている。たしか、前々回の審議会くらいからそうしていたと思う。

消費者庁の設置は、縦割り行政の弊害をできるだけ無くすような組織替えを狙っている。良い面があるなら、地方行政も見習ってほしいというのは、まさに御指摘のとおりと思う。ただ、実際にどうやって、そういう組織再編を行うか、具体的には難しいところはあるだろう。

中川委員 今の話と関連するかどうか分からないが、許認可業務について、どうも国土交通省、各都道府県と管轄が違うということで、区役所が手を出せないところがある。

例えば、私どもの近くに嵐山東公園というのがある。結構、グラウンドとして使ったりする。私どもはグラウンド・ゴルフというのをやると高齢者が180人くらい出てくる。9時から昼まで、全部で3コートで、向こうのほうまで聞こえるようにマイクロホンを持ってやるのだが、その許可をもらうのにわざわざ太陽が丘

まで行かないといけない。たった 150 円払うのに太陽が丘まで行く。FAX でやらしてほしいと言ってみるが、やっぱりウンとは言わない。使用料が 150 円と安いのは良いが、わざわざ太陽が丘まで行かないと許可をもらえない。太陽が丘までタクシー乗っていくと、借り賃よりタクシー代のほうが高がつく。

一方、同じ桂川でも、離宮の下あたりに公園があり、あそこはただで遊んでいる。許認可のいない場所らしい。

同じ河川敷でも、国土交通省の管轄。嵐山東公園という名前が付くだけで、府庁の管轄。しかも府庁の出先が、太陽が丘にある。

グラウンド・ゴルフじゃなくて、ゲートボールをするときは、洛西の境谷公園になる。そこは区役所に行って鍵を借りたらできる。

嵐山にあんな良い場所があるのだから、何とか話をして、京都市が代行します、最寄りの西京区の区役所でやりますと、話を付けてほしい。

松岡会長　市長にいていただけるのは 11 時までということで、あと少しの時間だけとなった。他の委員は、いかがか。さらに、最初の議題としていた消費生活基本計画の昨年度の推進状況の点検と、今年度にやることになっている、ないしは、既に始まっている事業の検討という大きな議題が残っているので、できるだけ多くの委員に御意見をいただきたい。

永井委員　消費者庁ができ、それに伴って、昨年度 150 億、今年度年間 110 億が全国に交付されるということで、基本的には窓口強化ということのようだが、京都市のほうでも、いろいろ拡充施策が検討されている。実は、弁護士会のほうとしても、京都市とも、京都府とも、この間、ずっといろいろ詰めてきており、それぞれいろんな提案をされていて動き出しつつあるようである。

一言、ポイントだけ言うと、京都府では、「消費者あんしんチーム」というものを作って、消費者センターサイドでのいろんな苦情相談を受けて、クレーム処理に相談員が当たっていく。クレーム処理に相談員が当たるところまでは京都市も同じだが、京都府のほうでは、最終的には弁護士とかが、きちんと入って ADR 的な、それも司法的な ADR 的な形で解決するスキームで動き出す。今月末にも動き出す予定のようである。

しかし、京都市の構想では、今まで以上に弁護士が関わる形にはしていただいているが、最終的な ADR 的なことまでは、なかなか行かずに、あくまで相談員が従前と同じような形で事業者対応をして消費者問題の解決を図っていく。それに対して弁護士が助言する形で終わっている。

弁護士会を代表して言っているのかという問題はあるが、弁護士会のサイドとしては、やはり京都市でも京都府と同じような ADR 的な形でやったうえでの拡充施策としていただきたい。

京都府が何故そういう形ですかということ、相談員の今までと同じような形の事業者対応では、どうしても限界が出てくる。だからこそ、弁護士もきちんと入って ADR 的に司法的な形で解決を図っていく。それで、一定のレベルで、そっちに投げてもらう。そうすると相談員は窓口業務をさらに拡充できる。とすると、消費者庁とかで内閣府が構想している窓口業務の拡充にも、大きく資するのではないか。京都府では、こういうスキームでやっている。

京都市も、ぜひそういった点も検討いただきたいと思う。

驚頭部長　ただ今の御意見について、私どもの理解では、150 億の最初のメニューの中では、そこまで行うのは難しいと考えた。今回、新たに示されたメニュー、今後、具体化されるメニューの中では、そういうことも入っているので、十分にその方向について検討し、弁護士会とも協議してまいりたい。

永井委員　京都府は内閣府といろいろやって、150 億のメニューの中でもできるという結論になっていることのようなのである。その点も含めてよろしくお願いします。

松岡会長　この問題は、京都市或いは京都府と、弁護士会がどの程度協力体制を敷いていただけるかにも掛かってくると思うが、住んでいるのが京都府だったら、京都市外なのか京都市内なのかで違うのは望ましくなく、できるだけ同じような対応をしていただけるのが良いだろう。

永井委員　その点でも、府下全域と、京都市内とを比べるとほぼ同じくらいの件数である。そういう点を含めても京都市にやっていただくことは非常に重要なことだと思う。

松岡会長　ありがとうございます。他に御意見がなければ、時間が迫っているので、引き続き、今日、出てきた具体的なことと、さらに大きな方向性の両方から議論をして積み上げ、段々精製していく形を取らざるをえない。言いつ放しにならないよう議事録も作っていただいております、事務局で整理して、案を考えていきたいと思う。次回以降も活発な意見をお寄せいただきたい。

また、さらに御意見のある方は、是非、事務局にお寄せいただきたい。お寄せいただいた御意見を合わせて、先ほど市長が仰ったように秋の消費者庁の発足に向けて、できたらその少し前に、京都市としてアピールが出せるように検討させていただこうと思う。是非、よろしくお願いします。

門川市長　いろいろな御意見を賜り、ありがとうございます。

京都府と京都市で、府市協調でやっていきたい。二重行政、三重行政になったり、或いは、縦割り行政になったり、或いは、行政のやることと、市民、消費者のニーズがピタッと合わない問題を、私は常々申し上げている。

先程の出前講座の話、厳しく御指摘いただいたが、出前講座は、課長、係長なら、誰でもが出て行って、実務の担当者が出て行って説明責任を果たすというのが基本である。仕事はできるが話し下手だとか、仕事が忙しくて準備ができていないとか、人を増やさずに、こういうサービスを充実させている面もあるが、御指摘を踏まえて、その辺は越えていきたいと思う。

ただ、政令指定都市制度は、都道府県のする仕事を政令指定都市が担う、都道府県と同じ仕事をしなければと、取り敢えず作られた制度で、財源、税源の移譲に、一切の配慮がないのが基本という制度である。都道府県が、例えば滋賀県だったら滋賀県が全部やることを、京都市は、政令指定都市であるからということで京都市がやる。政令指定都市が豊かな時代はいいのだが、これだけ大変な時代には、政令指定都市制度そのものを少し考えてもらわなければならない。

今回のいろんな不況対策でも全部、都道府県に基金ができる。京都市も京都府にお願いして基金を頂戴しなければならない。市民の方に一番近いところで仕事をする基礎自治体、政令指定都市が責任を持って、きっちりと責任を果たしてい

く。そのためのお金がやはり必要である。基礎自治体重視，こういうことで，国のあり方がいろいろ議論されているが，随分その点で，そういう仕組みも必要だなと痛切に感じている。今回の不況対策は，緊急にやられていることで，やむを得ない部分はあるが，しっかりと問題点は指摘しながらスピード感をもって対応していきたいと思っている。

今，いろいろなお話を聞かせていただいた。保護から自立へという話もあるが，やはり被害を救済するということは非常に大切であるので，まだまだ強化していかなければならない。同時に，文化としての消費者行政とか，環境問題，健康，教育，学び，そういうことをキーワードにすれば，京都の底力とか，素晴らしい人間力を大いに発揮しながら，ポジティブな消費者行政，暮らしの行政ができるのではないかな。皆さんのお知恵を借りて，人間力で頑張っていきたいと思うので，どうぞよろしくお願いします。

（市長 退席）

（2）現行計画の推進状況について

松岡会長 2 番目の議題は，現行の京都市消費生活基本計画，つまり第 1 次 5 か年計画に当たるが，その進捗状況のチェックと，今年度，何をやるかの確認をしてまいりたい。事務局から御説明いただきたい。

〔事務局から説明〕

（資料 1 ～ 7 のうち 1 ～ 6，7，19，53 ページ 参照）

○ 各様式の見方，掲載の区分について説明

- ・ 「新規」「充実」「継続」の区分について，計画の策定年度である平成 18 年度を基準に，「新規」は，平成 18 年度以降に新たに取り組むこととした項目，「充実」は計画策定の平成 18 年度よりも前からある事業を計画の中で充実させていこうという項目，「継続」は計画策定より前からある取組で推進状況を追っていこうという項目である。

松岡会長 確認だが，継続取組項目は，基本的な消費生活関係の施策として，概ね，常に必要な項目が，ここに入っている。新規・充実については，18 年度に議論したときに，今後の 5 年間，どういふことが必要になってくるだろう，こういうことを新たにやってみたら面白いのではないだろうか，試行錯誤すべきではないだろうかとして新たに出てきた項目である。今，ちょうど真ん中の 3 年目にある。

資料 1 は平成 21 年度の一覧表だが，それに至る過年度の表が資料 2。昨年度まで何らかの理由で未着手の項目は，持ち越しになってきて，今年度の対象になっている。それにさらに新設項目を加えて 17 が今年度に新たに行う項目となっている。こういう理解でよいかな。

（事務局 了解）

〔事務局から説明〕

- 平成 20 年度の取組について説明

（資料 3 , 3 - 2 3 ~ 5 ページ 参照）

（資料 6 19 ~ 52 ページ 参照）

- ・ 資料 6 は , 20 年度に数値に異動があった項目のみ確認

松岡会長 御覧のとおり , 非常にたくさんの項目について , 多様な取組をさせていただいている。その中で , 重点項目について , どうなっているのか。単に数値を挙げて「やりました」というのではなく , どういうことをやって , どういう反省点があるのかという辺りを明らかにしてほしいということが , 昨年度の点検のときに出ていた。それを考慮して , 資料 3 - 2 という形でまとめていただいている。

20 年度の取組について , どこからでもよいので , 御質問・御意見をお出しただければと思う。

今嵐委員 5 ページ , 資料 3 - 2 の , 先程 , 「着手のままとなっている」と言われた「事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進」について , もう少し詳しく , どういう方法でやっていかれるのか説明いただきたい。

山本課長 ここについては , どういう事業として成り立たせていくか , かなり悩んだ部分があり , 事実 , なかなか着手できなかったというのが実情である。

当課に , 事業者の方が , 当センターの相談状況 , 苦情相談の状況について , 何社も当課を訪問される。当課の担当者と事業者の方と話をする機会が多くあるので , その際に , それぞれの事業者に , 会社のマニュアルの有無等のヒアリングを行い , 要望があればアドバイスも行うが , まずは状況をお尋ねすることを端緒に進めていこうと思っている。現在 , 29 社に調査し , 19 社では既に自主行動基準を作っている。業種的には , 健康食品 , 健康医療器具 , 信販 , エステ , 補正下着 , 化粧品 , 浄水器など , 様々で , もう少し実績を積み上げる中で , 新たな展開を考えていきたい。

松岡会長 今 , リストアップしていただいた業種は , ここに聴き取りに来られる方で , 通常 , 消費者被害として出てくるパターンの多い業種である。そういう業者で , もう既に自主行動基準のようなものをお作りになっている。分析は今後行うという話なので , その点は問わない。聴き取りに応じて , 場合によっては作成した基準を提出される業者は , 比較的苦情の少ないまともな業者か。それとも , 消費者関係での苦情があって , それを防ごうとして基準を作っている業者か。

山本課長 やはり相談が入っている業者が , どういう内容で相談が入っているのか , 気に掛けて来られる傾向が , 実態としてはあるだろうと思われる。ただ , 自主行動基準 , マニュアルを定めておられ , 実際 , お出しいただくこともあり , まだ「いろいろやり取りしている」という段階である。

結城委員 4 ページ「建物の耐震対策の促進」関係の 3 点では , 実施済みとしているが , ほとんど実績が無い。実績が無いのは , ニーズが無いのが , 制度自体が使いにくいのか , それとも , PR が足りないのか。4 ページでは周知が足りないようなことが書いてあるが , 去年 6 月からスタートしていて , この実績としては , ちょ

っと少ないかなと思う。

山本課長 建物の耐震対策の促進については、20 年度は高齢者等の木造住宅簡易耐震改修、分譲マンション、特定建築物耐震診断助成事業だが、同じ建物の耐震対策の促進で、継続事業で 56 ページに掲載の項目では、実績は伸びているので、やはり PR して制度が行き渡ってくると、まだまだニーズはあるという担当課の考え方である。また、去年は、四川地震での反応もあったと聞いている。

松岡会長 やっぱ何かあると気をつけようと思いがすが、ちょうど去年の後半から、建築関係も不景気になった。経済の先行き・見通しが悪いところでは、思い切った工事に着手するのは、なかなか難しいのかもしれない。

狩野委員 31 ページ「くらしのみほりたい事業の実施」について、登録者数の説明を。また、市民総合相談課として、くらしのみほりたいとして登録される人数は、何人を目標としているのか。

山本課長 高齢者等の被害の未然防止ということで、ボランティアで登録いただいているが、出前講座に出向いた際に御出席いただいた方に登録を呼び掛けるということが登録者増の一番大きな機会である。19 年度末に 513 名の登録をいただき、20 年度末に 1,399 名、今、現在、1,500 名を少し上回るころまで登録いただいている。平成 22 年度末、現在の計画の終了年度に 3,000 名の登録をいただくことを目標にしている。

課題として、登録いただいた方に情報は発信しているが、どういう活用をしていただいているのか、検証していく必要はあると認識している。

松岡会長 時間も押しているので、21 年度の取組について、主に重点項目を中心に御説明をいただきたい。

〔事務局から説明〕

- 平成 21 年度の取組のうち、21 年度重点取組について説明

(資料 5 7～18 ページ 参照)

- ・ 9 ページ、「消費生活専門相談員による助言、あっせん」消費生活相談窓口の強化では、現在、月 1 回法律事例研究会を開くなど、弁護士からのアドバイスを受ける仕組みはあるが、予定として、弁護士との協議によるあっせん案作りを掲載しているが、先程の永井委員の意見も踏まえ、更にグレードアップする取組を進める。
- ・ 18 ページ、「消費者行政活性化事業」の対象となる事業について、取りまとめたものだが、国の基金の上積みによって、事業の枠組も若干変動があった。21 年度の実績の報告の段階で、資料の修正を行う。

松岡会長 計画そのものは以前からあるが、今回の消費者庁設置と消費者行政活性化事業が出てきたところで、それを用いてどこを強化するかが、提出いただいた計画ということである。

お気づきの点や改善の御意見があればお出しいただきたい。

和久井委員 10 ページ「消費生活専門相談員等の研修の実施」に関して、私も昨年資格を取り、まだ、現場、消費生活センターには勤めていないが、相談員である。

そういう枠を超えて相談員に研修させていただけるのか、それとも現場にいる方だけが対象なのか。

山本課長 現在、当センターには消費生活専門相談員 10 名が勤務している。今回の基金のメニューの中に、研修のためのメニューがあり、国民生活センターでは各種の相談員向けの研修、変わる法律等のブラッシュアップの研修を多々組まれている。毎年、当課からも研修に参加しているが、基金を使ってその回数を増やすために使っていきたいということで、あくまで当課の相談員のための研修の充実ということで御理解いただきたい。

松岡会長 今の御発言は御質問か。場合によっては、相談員になっていただく人の裾野を広げるような形で、さらに研修の強化などがあってしかるべきだという御意見を含んでいるのか。

和久井委員 私たちの仲間の中には、相談員の資格を持っているが、なかなか資格を活かす職場には就けないということがある。従来から勤めている方が定着されている。京都市は特に定着されている。

法律相談程度は、ボランティア的にやるということになったが、結構、就職活動は困難である。

今の答えだと、残念だが、相談員の資格を持っていて現場に勤務されている方のみが対象で、現場の消費生活センターにお勤めの相談員のインフラである。また、国民生活センターが主催している講座を使いながらということで、京都市独自に講座を持つということでは無い。

山本課長 参考として、全国的には資格をお持ちの方の絶対数が少ないので、国では、相談員の資格を取っていただくための講座を、また京都府も取り組むと思うが、ほとんどの都道府県で養成のための講座を、基金で開設するということはお聞きしている。

山本部会長 前に戻るが、5 ページ「事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進」について、取組内容は、「事業者団体との連携による」となっているが、実施方法は、来所された事業者、個別の事業者を相手にされている。とすると、羊頭狗肉の感を免れない。こういう自主行動基準みたいなものは、そういう待ちの姿勢だけでは、あまりたくさんできないと思う。

事業者団体の方もお見えですが、やはり、モデル基準みたいなものを事業者団体に作っていただいて、それを加盟業者にいろいろと周知していただくような方法とかをできないか。そういう形も考えていただいたら、それは業者にとっても「うちの連盟・団体に加入している業者は安心できる業者です。」という売りにしようとするれば、できる話である。そこを少し今年度については考えていただきたいと思う。

山本課長 今のところ具体的な取組方法については検討に至っていないが、鋭意取組を進めたいと思うので、事業者団体の方と御相談させていただく際は御協力をお願いしたい。

松岡会長 審議会委員の事業者代表の方には、たいへん積極的な御対応や御意見をいただいているので、是非、今の山本部会長の御意見を活かしていただきたい。

伊藤委員 今、新しい方向として、良い取組がある。

食品関係については「京・食の安全衛生管理認証制度」をやっている。講習を受けて、登録をすれば、一定の期間、認証する制度を京都市が率先してやっているが、縦割り行政の一番悪いところで、文化市民局にあまり情報が入っていないと思う。食品関係では、その認証をとると「その店は絶対安心ですよ」と、これから啓発していこうとしている。

もう1つ、「市民が選ぶ『京のまち なじみのええ店』顕彰事業」も、産業観光局で進んでいるが、細部は文化市民局には伝わっていない。長年、取引しているお店については、一般消費者からの推薦によって、それを厳重に審査して、そこが良いということで京都市が認定すれば「そこは確かなお店である」という制度も、これから立ち上げていく。市民にパッと見たら分かるよう、何を目標にするかということ、ステッカーを表に貼る。そのステッカーを貼ってあるところ、「そこのは絶対安心です。価格にしろ、商品にしろ、絶対安心ですよ。」という取組である。

事業者側にとっては、食べ物以外にも「安心ですよ」という、より良い取組をしている。まだ具体的には詰めていないが、もうじき皆さんに全部、分かるのではないかと思う。

松岡会長 情報の共通化は、課題として留意いただければと思う。

中川委員 消費生活ということとの関係があるのかは分からないが、交通バリアフリー法、阪急電車に関することである。消費者というか、乗客、事業者に対しては利用者となるだろう。

上桂駅では、昔ながらの長い階段を上り下りするところは非常に危ない、ということで、西側のホームにも、わざわざスロープを付けて、出られるような改札がある。しかし、いちいちインターホンを押して、駅員が東側から、長い階段を下りて上がって、アタフタと走ってきて、鍵を開けてもらわないと出られない。

みんな、東側の改札をわざわざ通って、それから西側に向かって歩いていく。

親切な駅員が、上桂駅の西側のホームでウロウロしていたお年寄りに、「下りずにそのまま嵐山まで行けば、終点だから電車はターンして桂方面に走る。そうやって東側のホームから下りたら、すぐ改札から出られる。」と話していたこともある。

桂駅では、その話をすると、ムッとした感じの対応であった。

阪急の広報課では、広聴も兼ねているところだが、そこにメールで、住所や電話番号やメールアドレス、全部の項目を入れて、送ったが、「阪急の上桂駅は、まだ重点施策項目に入っていないません。」という返事だった。

行政と業者が一緒になって、重点エリアというのを決めてやるということ、京都では、向島とかはやっているが、上桂は入っていないことは分かった。

実際には、重点施策、エリアというのは、どこの部局が阪急と交渉しているのか。消費者というか、利用者として聞きたい。

山本課長 すぐに確かなことは即答できないが、おそらく都市計画局が所管していたので、調べてお答えしたい。

松岡会長 個別のお尋ねなので、別途回答いただく。

このように、非常に手を広げて、いろいろやっているのだから、次期の計画を立てる

ときにどうするのか再検討するのが良いと思う。たしかに消費者施策の強化ということで、お金が少し付くが3年の時限措置ということは、はっきりしている。あまり手を広げて伸びきったところで、後は予算が来ないので何もできませんということになってしまっても困る。

いろいろやってきた中で、特に必要性の高い重点的なものを取り上げ、ウェートを付けた形で計画を立てていくほうがいいのではないのかと思うが、いろいろな御意見があると思うので、そのところは、次回以降、細かい点まで含めて詳しく議論させていただこうと思う。

今日は時間も過ぎているので、審議はここまでとさせていただく。

4 報告事項

(1) 部会報告

〔事務局から3月19日開催 消費者苦情処理部会について報告〕

- 消費生活相談の概要
 - ・ 部会では、平成19年度と平成20年度上半期を報告した。
 - ・ 現在、平成20年度の状況がまとまった。
- (広報資料「平成20年度の消費生活相談について」 127ページ 参照)
- ・ 平成21年1月から開始したインターネット消費生活相談は、相談機会の拡大のため開始した。平成20年度は5件であったが、平成21年度は本日まで17件の相談があり、徐々に浸透しつつある。
- 消費生活相談員のあっせん状況
 - ・ 部会では、平成19年度と平成20年度上半期を報告した。
 - ・ 状況の分類方法について議論があり、あっせん不調案件の内容の区分、調停に付託しない理由について、「法的手段に移行」「話し合いによる解決は困難」など互いの態度に基づき区分した資料に差し替えることとなった。
 - ・ ホームページで公開している審議会の開催報告では、差し替え版で公開済である。

〔事務局から3月23日開催 表示・包装適正化部会について報告〕

- 包装基準の運用
 - ・ 部会では、要綱、実施要領、包装基準の手引きの案を審議した。
 - ・ 審議結果を基に、6月にそれらを決定した。
 - ・ 要綱、実施要領を組み込む形で、「包装基準の手引き」にまとめており、今後それをもとに周知していく。
- (資料8 包装基準の手引き 79～116ページ)
- その他
 - ・ 今後の予定として、表示に関する2つの基準の審議という、具体的な審議案件が予定されている。

松岡会長　委員はどちらかに所属していて、所属していない部会は何をやっているのかよく分からないということもあるので、全体の審議会で手短に紹介させていただいた。両部会とも、いろいろ細かい議論を積み重ねているので、今後も着実に発展させていっていただきたい。

両部会長から、何かコメントはないか。

（両部会長　特になし）

松岡会長　だいたい12時までに終わる予定であったが、熱心に御議論いただいた結果、少し時間が伸びた。最後少し駆け足になってしまったが、我慢していただいて、次回また引き続き議論を重ねていただければと思う。

文化市民局長から閉会の挨拶をお願いしたい。

山岸局長　熱心な御議論ありがとうございました。

この審議会の冒頭、市長から次期計画の策定について皆様方をお願いした。市長の関心の高いことの表れであるので、よろしくお願いします。

今回、大きなポイントは、タイムリーな意味でも、国の消費者庁の創設であると認識している。そして、私ども、このセンター機能の強化というものが含まれている。法律もかなり多くが消費者庁に移管される中で、市のいろいろな業務に関わりがある。

皆様方からも出されたように、縦割りにならないように十分連携して取組を進めたい。また、法律の中でも、権限の委譲等まだまだ問題はあると認識している。そういう部分については、財源の委譲と併せて国に要望してまいりたい。

私どもは、消費者行政については、政令指定都市の中でも、先頭グループにしていると自負しているが、こういう国の動き、今回の基金なども、うまく活用して取り組んでいき、センター機能をますます市民の皆様信頼していただけるものにしてまいりたい。

今回の計画は、広い意味では、安心安全ということに繋がると思う。市民に、そして、それだけでなく京都市内に通勤通学される方に、安心安全な生活を、そして、京都独特の課題として、観光客、その多くの方々にも、安心安全にお楽しみいただけるような、そういう取組が必要だと思う。

今後、皆様方の審議をいただき、良い次期消費生活基本計画ができることをお願いします。ありがとうございました。

松岡会長　これで今日の審議会を終わりたいと思うが、冒頭、市長が発言されたとおり、「消費者庁の設置に合わせて、京都市としても消費者問題で何かアピールできれば良い」ということがある。

日程がなかなか難しく、事務局とも相談して詰めたいと思うが、場合によっては8月末までに一度審議会を開催し、このアピールの件について、もう少し議論を重ねられれば良いと思う。どうぞ御協力をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

（閉会）